

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：岐阜県教育委員会

1. 全職員に係る情報

	職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
(ア)	任期の定めのない常勤職員	92.8%
(イ)	任期の定めのない常勤職員以外の職員	106.3%
(ウ)	全職員	93.4%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	95.0%
本庁課長補佐相当職	89.8%
本庁主査・主任相当職	93.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.5%
31～35年	92.7%
26～30年	92.9%
21～25年	92.5%
16～20年	92.3%
11～15年	89.7%
6～10年	91.4%
1～5年	97.2%

【説明欄】

- ・ 役職段階別において、表内の各役職段階に該当しない事務職員及び教職員については、調査の対象外とする。本庁部局長・次長相当職区分には女性職員がいないため、「—」とする。
- ・ 扶養手当について、主たる扶養者となっている男性職員が支給対象となる場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は80.1%である。

- * 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。
- * 短時間勤務職員は人員を数える単位として時間を用いている。